

城下地区防災計画

令和4年3月



(令和元年東日本台風 千曲川諏訪形護岸災害復旧工事 完成)

城下まちづくり未来会議

(城下地区防犯防災協議会)

～ 目 次 ～

1	はじめに	1
2	城下地区における防災・減災活動の主な取組経過	2
3	計画の対象地区の範囲	3
4	基本方針	4
5	城下地区の特性	
	(1) 自然特性	5
	(2) 地域特性	7
6	防災計画の活動内容	
	(1) 防災活動の体制	9
	(2) 平常時の活動	11
	(3) 災害発生前の活動	23
	(4) 災害時の活動	25
	(5) 被災後の活動	27
	(6) 市、消防、団体、 ボランティア等との連携	28
7	防災計画の実践と検証	
	(1) 防災訓練の実施・検証	29
	(2) 防災意識の普及啓発	30
	(3) 計画の見直し	31
	参考資料	
	台風19号に関する諏訪形自治会員アンケート集計表	32

1 はじめに

地球温暖化に伴い、過去30年間に世界全体では250万人を超える尊い生命が失われ、被害額は380兆円にも達するといわれています。このうち7割以上が台風や洪水などにより発生しており、今後さらに深刻な事態が想定されています。

城下地区では、激甚化・頻発化する自然災害や地震に対応するため、地域におけるまちづくりの原点は防災活動にあるとの視点から、平成23年10月「城下地区防犯・防災協議会」を設置して、「城下地区自治会防災訓練」の実施「城下地区広域避難場所運営マニュアル」や城下地区自主避難計画（自治会）の策定などに、取り組んできました。

また、過去に発生した新潟県中越地震（平成16年10月）、東日本大震災（平成23年3月）、令和元年東日本台風（10月）など大災害における教訓に学び、住民の防災・減災意識をさらに高めていくため、県内外の被災地視察や被災経験等をテーマとした防災講演会及び防災訓練を継続的に実施してきました。

このように、城下地区では、長年、地区住民一人ひとりが、自助・近助・互助・共助による防災・減災活動の重要性を認識し、それぞれの立場で訓練や啓発等に参画し、先進的な取組を積み重ねてきた経緯があります。

今回、これらの活動を踏まえて、国の災害対策基本法に基づき「城下地区防災計画」を策定しました。

この計画は、これまで城下地区住民によって取り組んできた、自発的な防災・減災活動（地区の危険箇所の把握、平常時・災害時の防災活動、消防団等との連携など）を基盤としながら、活動にあたっての具体的な目標を定め、活動内容を体系的にまとめたものです。

今後、本計画に基づき9自治会の住民の安全で安心した生活を守るため、連携を図り進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願い致します。

令和4年3月



2 城下地区における防災・減災活動の主な取組経過

実施年月	内 容	備 考
平成 23 年 10 月	新潟県中越地震被災地である旧山古志村（現長岡市）等の研修実施	初研修
平成 23 年 10 月	城下地区防犯・防災協議会の発足	市内 3 番目
平成 24 年 10 月	第 1 回城下地区自治会防災訓練の実施	1, 0 1 7 人参加
平成 25～26 年度	文部科学省の防災補助金による防災事業の実施	城南公民館との連携事業
平成 25 年 6 月	第 1 回城下地区避難所運営図上訓練の実施	7 5 人参加
8 月	第 2 回城下地区防災訓練の実施	7 0 5 人参加
8 月	防災講演会「自主防災活動と中越地震」	畔上純一郎氏（長岡市） 7 1 人参加
9 月	城下地区 3 小中学校の避難訓練へ初参加	城下小、四中、南小
11 月	城下地区災害応援協定の締結	9 自治会初
12 月	城下地区広域避難場所運営マニュアルの策定	市内初
平成 26 年 8 月	防災講演会 「東日本大震災とその後の復興について」	及川庄弥氏（南三陸町） 7 9 人参加
9 月	防災講演会 「3 年 6 ヶ月東日本大震災津波遺児の今は」	林田吉司氏 （あしなが育英会） 1 0 3 人参加
11 月	防災講演会 「阪神・淡路大震災が教えたもの」	中尾由喜雄氏 （全国隣保館連絡協議会） 6 5 人参加
平成 28 年 11 月	第 5 回城下地区防災訓練の実施 （減災目的に金窓寺川、御所沢の風倒木処理）	9 自治会 1 2 6 人参加
平成 30 年 10 月	城下地区 9 自治会「自主避難計画」の策定	市内 2 番目 9 自治会
令和 4 年 3 月	城下地区防災計画の策定	市内 2 番目 9 自治会

上記以外の取組

- ・東山城下地区太陽光発電施設設置計画
- ・北陸新幹線防音壁処分に伴うアスベスト健康被害 など

3 計画の対象地区の範囲（城下地区9自治会）

令和4年1月1日現在

公民館	地区	自治会
城南公民館 【人口 29,580人】 【世帯 13,075戸】	城下地区 【人口 13,162人】 【世帯 5,810戸】	小牧 【人口 702人】 【世帯 276戸】
		諏訪形 【人口 2,140人】 【世帯 951戸】
		須川 【人口 33人】 【世帯 20戸】
		中村 【人口 1,364人】 【世帯 581戸】
		朝日ヶ丘 【人口 555人】 【世帯 285戸】
		三好町 【人口 324人】 【世帯 150戸】
		御所 【人口 2,495人】 【世帯 1,114戸】
		中之条 【人口 3,701人】 【世帯 1,598戸】
		千曲町 【人口 1,848人】 【世帯 835戸】

上田市住民基本台帳より



4 基本方針

災害が発生した直後は、交通網の寸断や火災の同時多発などにより、消防や警察などの防災機関が十分に対応できない可能性があります。このようなとき、力を発揮するのが「地域ぐるみの協力体制」です。「中越地震」や「東日本大震災」、「熊本地震」の際、被災者の救出に当たって活動したのは地域の住民等であります。災害時においては、自分の身は自分で守る「自助」をはじめ、ご近所同士の積極的な助け合いである「近助」「互助」さらに、地域における自主防災組織、消防団、ボランティア、企業などが、ともに支え助け合う「共助」が必要といわれています。

こうしたことを踏まえ、城下地区では、「自分たちの地区は自分たちで守る」の精神のもと、各家庭における取組や9自治会それぞれの自主防災活動を基盤としながら、単独の自治会での対応が困難な場合も想定し、防災訓練等を通じて9自治会による連携を強化するとともに、平常時から「城下地区防災委員会」（災害時は「城下地区災害対策本部」となる。）を設置し、地区内の防災・減災体制の充実を図ることで、災害に強いまちづくりを進めてまいります。

そして、この活動を具体的、かつ計画的に推進するため、行動指針となる「城下地区防災計画」を定めることで、平常時から災害に対する備えの充実を図るとともに、災害時において「自助」「近助」「互助」「共助」による力を最大限発揮できるよう、防災力を高めてまいります。

さらに、「城下地区防災計画」では、特に、次の4つの点について重点的に取組を進めていきます。

① 城下地区の防災拠点である「城下地区防災センター」は、集合施設としての機能は充実していますが、防災に関する機能を高める必要があります。

このため各自治会で使用できる防災用備品及び倉庫の設置に取り組んでまいります。

② 自治会では、要支援者に対する住民支え合いマップを作成して、災害時での安全な避難を目標にしていますが、対象者全員の把握ができない状況となっています。

このため住民の皆さんのご理解を得て、対象者の把握に努めながら、住民支え合いマップの内容の充実に取り組んでまいります。

③ これまで国内の大規模災害では、様々な場面において女性の参画が十分に確保されず、女性と男性のニーズの違いなどの課題がありました。

本計画では、住民が実施する防災・減災の取組が、国等が定めるガイドラインに沿って、男女共同参画の視点を踏まえたものとなるよう配慮します。

④ 上田市消防団第6分団では、地域の安全な生活を守るため、日夜対応して頂き感謝していますが、団員の減少により定員割れが続き、災害対応が危惧されています。

このため、災害に対しては、住民の応援体制が必須となりますので、機能別消防団員制度の導入について検討してまいります。

5 城下地区の特性

(1) 自然特性

【水 害】

① 影響のある河川等

- ・ 千曲川では霞堤の工法を取り入れ、明治以降に本格的な堤防建設がされたが、過去に何度も洪水に見舞われ、決壊により住居や田畑が流失し、尊い命が失われました。
- ・ 金窓寺川は、須川池から諏訪形を流れて千曲川に達する準用河川であり、大雨時に氾濫が発生しています。
- ・ 六ヶ村堰は、小牧、諏訪形、御所、中之条、上田原、神畑の農地を潤す農業用水であるが、東山の雨水等により水路等が影響を受けています。
- ・ 二ヶ村堰は、御所、中之条の農地を潤す農業用水であるが、雨水等により水路等が影響を受けています。

② 史実又は伝承

千曲川における大洪水として「戌の満水」（1742年）があり、記録には、中之条村で42人の死者が出たとあります。（出典：「小県郡年表」）

【土砂災害】

- ・ 長野県により、小牧の7沢筋に沿って土石流の危険箇所が指定されています。
- ・ 長野県により、朝日ヶ丘の周辺に急傾斜地の危険箇所が指定されています。

【山林火災】

小牧山（東山）に山林火災が発生した場合、山沿いの住家に延焼の恐れがあります。

ア 危惧される自然災害

(ア) 地 震

- ・ 家屋倒壊（全自治会）
- ・ 火災延焼（全自治会）
- ・ 土石流（小牧7沢、金窓寺川、御所沢）
- ・ ため池決壊（須川池）
- ・ がけ崩れ（六ヶ村堰沿い、朝日ヶ丘）

(イ) 水害・土砂災害

- ・ 土石流（小牧7沢、金窓寺川、御所沢）
- ・ がけ崩れ（六ヶ村堰沿い、朝日ヶ丘）
- ・ 地すべり（六ヶ村堰沿い、朝日ヶ丘）
- ・ 河川等の氾濫（千曲川、準用河川、六ヶ村堰、用排水路）

(ウ) 雪 害

- ・ 大雪（全自治会）

イ 災害発生予測場所（災害危険区域）が指定されている自治会

- ・土砂災害警戒区域等：小牧、諏訪形、須川、中村、朝日ヶ丘、御所、中之条
- ・浸水想定区域：小牧、諏訪形、中村、三好町、御所、中之条、千曲町

ウ 土砂災害警戒区域内にある要配慮者施設

施設名	所在地	施設の種類	区域の名称
なゆた上田	諏訪形 1459-5	認知症対応型通所介護 (10人)	土砂災害警戒区域 (土石流)
重症心身障害者 ケアホームいちごの家	諏訪形 1470-4	障がい福祉サービス事業所 (4人)	土砂災害警戒区域 (急傾斜地)
グループホームいこい	諏訪形 1490-13	障がい福祉サービス事業所 (9人)	土砂災害警戒区域及び 特別警戒区域 (急傾斜地)
諏訪形デイサービス センター グループホーム諏訪形	諏訪形 1694-4	認知症対応型通所介護 (10人) 認知症対応型共同生活介護 (9人)	土砂災害警戒区域 (急傾斜地・土石流)

上田市地域防災計画資料編より

エ 千曲川浸水想定区域内にある要配慮者施設

施設名	所在地	施設の種類	定員等
渡辺皮膚科・形成外科 クリニック	小 牧 374-3	診療所	—
和裁舎	小 牧 1206-4	障がい福祉サービス事業所	20
学童保育所たんぽぽ分室 ふれんど	諏訪形 705-2	児童クラブ	33
城下保育園	諏訪形 934	公立保育園	120
城下小学校	諏訪形 928-2	学校	438
三好町保育園	諏訪形 1169-1	市立認定こども園	180
第四中学校	諏訪形 1200	学校	558
三好町保育園乳児園	御 所 232-3	私立認定こども園	(180)
城南医院	御 所 373	診療所	—
御所苑	御 所 666	通所リハビリテーション(ショートステイ) 短期入所療養介護(医療型ショートステイ)	入所 100 その他 80
上田透析クリニック	御 所 674	診療所	—
ほほ笑みホーム御所	御所番外 54-330	通所介護(デイサービス)	(休止)
(医) 三原内科医院	中之条 99-21	診療所	—
就労支援センターさんと	中之条 118-9	障がい福祉サービス事業所	20

デイサービスセンター 一期一会 一期一会中之条	中之条 120	通所介護（デイサービス） サービス付高齢者向け住宅	18 29
ほほ笑みホーム中之条	中之条 222-3	通所介護（デイサービス）	12
（医）半田循環器・内科医院	中之条 416-3	診療所	—
南小学校	中之条 485	学校	670
みのり保育園	中之条 501-10	私立認定こども園	120
学童保育所トットの家 分室スマイル	中之条 519-4	児童クラブ	92
上田千曲高等学校	中之条 626	学校	858
（医）堀こどもクリニック	中之条 800-5	診療所	—
上田しいのみ園	中之条 801	障がい福祉サービス事業所 障がい者支援施設	入所 40 その他 42
上田市つむぎの家	中之条 802-2	障がい福祉サービス事業所	5

上田市地域防災計画資料編より

オ 主な過去の災害

発 生 年 月	災 害 名	場 所	被 害 状 況
明治 31 年 9 月	台 風	中之条	家屋流失、堤防決壊、水門破損など
明治 43 年 8 月	台 風	中之条	千曲川大堤防の中央部流失など
昭和 16 年 7 月	台風第 8 号	中之条	木製の古舟橋流失
昭和 52 年頃	大 雨	千曲町	千曲川千曲町堤防決壊寸前
昭和 57 年 9 月	台風第 18 号	小 牧	各沢増水、土砂流出、床下浸水など
昭和 58 年 9 月	台風第 10 号	小 牧	各沢土砂流出
平成 18 年 7 月	平成 18 年 7 月豪雨	小 牧	六ヶ村堰水門土手崩落
平成 23 年 5 月	台風第 2 号	小 牧	初太郎沢沿い土砂崩落
令和元年 10 月	台風第 19 号	9 自治会	別所線橋梁崩落、床下浸水など

※参考：「城下地区広域避難場所運営マニュアル」、「城下地区自主避難計画（自治会）」、「中之条誌」

（2）地域特性

【須 川】

- ・ 須川は、標高 600m の中山間地に位置し、県道上田塩川線沿いの小集落であるが高齢化が進み、人口は 33 人、高齢化率は 63.6% と高く、生産年齢比率は 36.4% となっている。
- ・ 須川は、ため池の須川池を抱えており、地震の際決壊が危惧されることから、上田市では須川池堤体護岸補強工事を行い、平成 29 年 3 月に完成した。これにより、震度 5 強に耐えられる状況となっている。
- ・ 県道上田塩川線は、地震及び大雨等による道路寸断等のため、集落の孤立が懸念されるが、県により道路拡幅整備が行われている。

ア 9自治会で発生が予想される災害

災害の種類	発生時期	自治会
長時間停電	強風、降雨、大雪、地震	9自治会
道路寸断による孤立	土砂災害、大雪、地震	須川

イ 自治会別高齢化率と生産年齢人口

(令和4年1月1日現在)

自治会	人 口 (人)	高齢化率		生産年齢人口	
		65歳以上人口(人)	高齢化率 (%)	人 口 (人)	割 合 (%)
小 牧	702	193	27.5	406	57.8
諏訪形	2,140	586	27.4	1,286	60.1
須 川	33	21	63.6	12	36.4
中 村	1,364	391	28.7	780	57.2
朝日ヶ丘	555	223	40.2	300	54.1
三好町	324	128	39.5	172	53.1
御 所	2,495	715	28.7	1,447	58.0
中之条	3,701	666	18.0	2,378	64.3
千曲町	1,848	495	26.8	1,113	60.2

上田市住民基本台帳より



令和元年東日本台風 金窓寺川 沈砂池

6 防災計画の活動内容

(1) 防災活動の体制

ア 城下地区における活動体制

(ア) 各自治会の災害対策本部

自治会長（自主防災組織の長）は、市が作成する「自主防災組織活動マニュアル」に基づき、自治会内に災害が発生した場合や、市が発令する避難情報の対象自治会となった場合には、自治会災害対策本部を設置する。

平常時	自治会内の危険箇所、避難経路、避難行動要支援者（災害時要援護者）等の状況把握、住民への防災知識の普及啓発、防災用資器材の整備点検、防災訓練などを実施する。
災害時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報の収集伝達、救出救護、消火、避難誘導、避難行動要支援者（災害時要援護者）支援、第一次避難場所の開設、市による指定緊急避難場所（指定避難所）開設時の運営協力などを実施する。 ・ 市及び城下地区災害対策本部から指示を受けた場合、速やかに対応し報告する。また、自治会内で発生した災害事案は、速やかに市及び城下地区災害対策本部に報告する。

(イ) 城下地区災害対策本部

城下地区内で災害が発生した場合や、市が指定緊急避難場所（指定避難所）を城下地区内に開設する場合、及び城下地区防犯防災協議会長が、市と協議を行い必要と判断した場合には、「城下地区災害対策本部」を設置する。

平常時は、城下地区防災委員会（委員長：城下地区防犯防災協議会長）として災害時に速やかな対応が行われるよう連携を図る。

【城下地区災害対策本部の体制】

役 職	人 員	選出区分
本部長	1 名	城下地区防犯防災協議会長
副本部長	2 名	城下地区防犯防災協議会副会長
本部長	1 2 名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 城下まちづくり未来会議会長 ・ 城下地区自治会連合会長 ・ 城下地区社会福祉協議会長 ・ 城下地区環境建設協議会長 ・ 上田市消防団第6分団関係者（3名） ・ 上田市民生委員（女性・3名） ・ 学識経験者、防災士等（2名）

※ 本部長のメンバーについては、可能な限り女性が4割以上参画するよう配慮する。

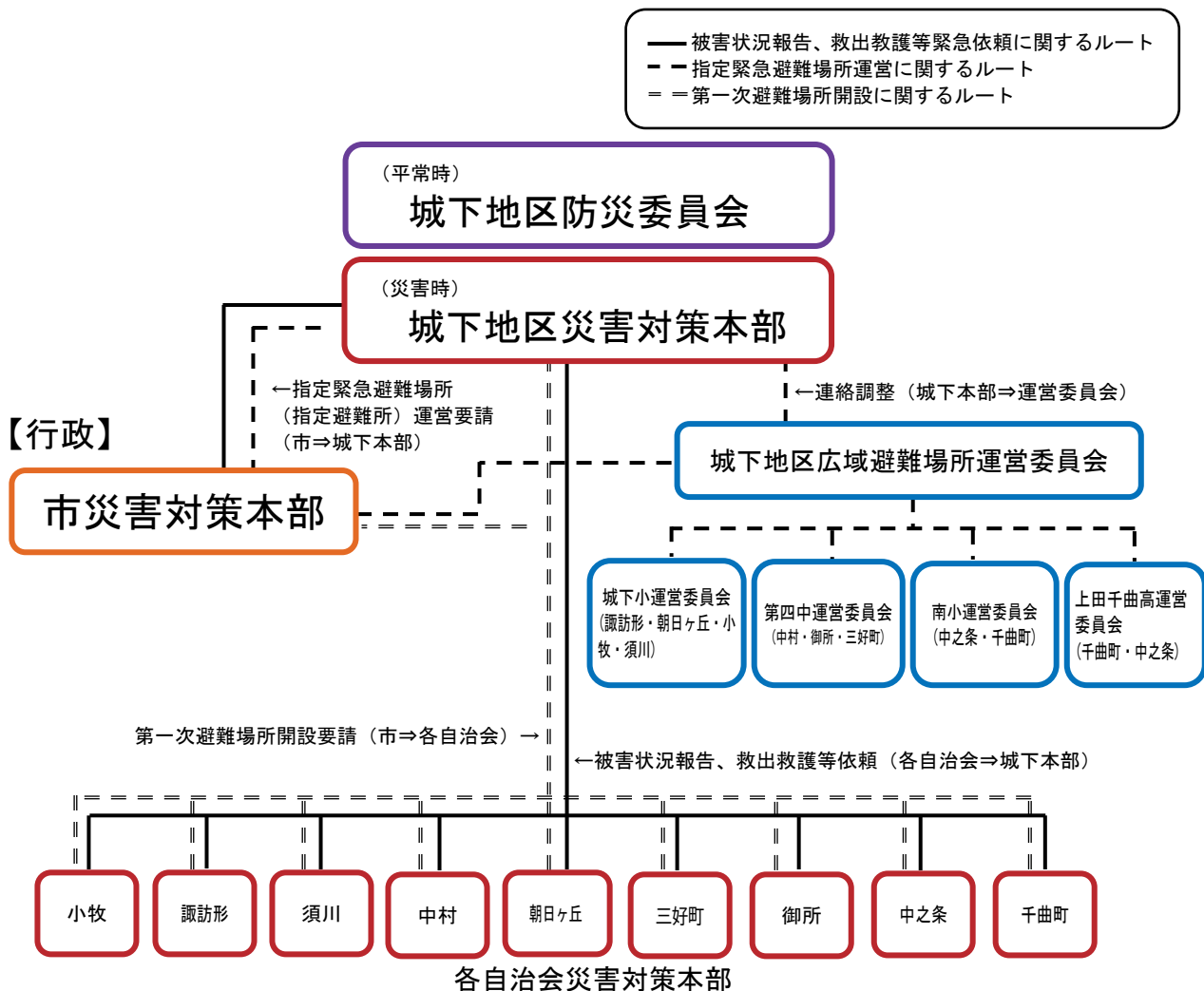
【城下地区災害対策本部の職務】

平常時	本部長（城下地区防犯防災協議会長）を委員長とする「城下地区防災委員会」を設置し、災害時において迅速な本部の設置・運営ができるよう、定期的に話し合いや災害対策本部設置・運営訓練などを行う。
災害時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前に決められた人員により、災害対策本部を設置し、市や自治会（自主防災組織）との間に立ち、被害状況や救出救護等の緊急依頼を中心に、情報の取りまとめ・伝達活動を行う。 ・ 市が城下地区内に指定緊急避難場所（指定避難所）を開設する際には、開設する避難場所の運営委員会（運営委員長）との連絡調整を行う。

【参考：上田市災害対策本部の設置基準（上田市地域防災計画より抜粋）】

- ・ 上田市で震度6弱以上の地震が発生した場合
- ・ 既に災害が発生し、さらに相当規模の災害が予想される状況に至った場合
- ・ 甚大な被害が発生し、市民の生命、身体及び財産の保護を必要とする場合

イ 城下地区における防災活動イメージ図



(2) 平常時の活動

防災・減災活動の基本は、自分の命は自分で守る「自助」の取り組みであり、自分の命を守ることは、家族や隣人などを助ける「近助」「互助」「共助」につながります。

まずは、城下地区住民一人ひとりが、日頃からできることを考え、行動し、その上で、自助では担うことのできない面を住民相互の助け合い組織である、自治会や城下地区（共助）が取り組むことで、災害への備えを進めます。

ア 各世帯が取り組むこと

何を	いつまでに	誰が	どのように
3日分以上の水・食料 ・生活物資の備蓄	日常的に実施	家族全員	家庭内備蓄を推進する。(購入→備蓄→消費 (ローリングストック)) 女性用品や乳幼児用品、衛生用品等についても、家族構成に応じた必要量備蓄する。
避難場所の確認	日常的に実施	家族全員	家族会議を行う。 【目標】 災害時の避難場所や情報入手の方法を知っている割合を、令和6年度までに50%以上とすることを目指す。
安否の確認	日常的に実施	家族全員	自分の避難先や連絡先をメモで残す際の場合(玄関など)を確認する。
自宅及びその周辺の災害リスクの確認	毎月	家族全員	歩いて自宅敷地及びその周辺を確認する。
建物の耐震化	随時	世帯主	無料耐震診断実施後、検討する。
家具の転倒防止	日常的に実施	家族全員	L字金具等による固定若しくは安全な場所への配置換えを行う。 【目標】 地震による犠牲者ゼロにするため、全世帯で実施する。
ガラス飛散防止フィルム張り	日常的に実施	家族全員	計画的にフィルム張りを実施する。 【目標】 地震による犠牲者ゼロにするため、全世帯で実施する。
土のう袋、砂の備蓄	出水期前まで	世帯主	ホームセンター等で土のう袋を購入し自宅敷地内に、砂を確保できる場所を設ける。

イ 自治会として取り組むこと

何を	いつまでに	誰が	どのように
地震発生時に安全な空き地や駐車場等避難場所の決定と周知	防災訓練の1ヶ月前までに	自治会長	自治会では、あらかじめ適切な場所を選定し決定する。決定後、通知やチラシで周知する。
土砂災害・浸水害時の避難場所の決定と周知	出水期前まで	自治会長	自治会では、適切な場所を選定し決定する。決定後、通知やチラシで周知する。
安否方法の確認	防災訓練の1ヶ月前までに	自治会長	自治会としての安否確認方法を検討して決定する。

各家庭で実施する事項の進捗状況確認	防災訓練	自治会長	避難場所や安否の確認方法、3日分以上の備蓄等について実施状況を訓練参加者に確認する。
避難行動要支援者の把握と支援者の決定	防災訓練	自治会長	避難行動要支援者を隣組内からの情報提供により把握する。その後会議を開き支援者を決定する。
住民支え合いマップの作成	防災訓練	自治会長 支援者	いつ、どのようになった時に、誰が、誰のところへ支援に行くかを記載したものを作成する。
災害種別に応じた避難経路の検討(2ルート以上)	防災訓練	自治会長 各家庭	様々な災害を想定して、2ルート以上の避難ルートを検討する。
用水路、河川の清掃	出水期前までに	自治会住民	水路のゴミの除去等を実施する。

ウ 城下地区として取り組むこと

何を	いつまでに	誰が	どのように
避難場所の安全性の確認とその対応	防災訓練 1ヶ月前までに	自治会 城下防犯防災協議会	地震、土砂災害、浸水害の別に構造やハザードマップ等を用いて安全性を確認。
避難所開設・運営に関する訓練	防災訓練	同上	避難所運営マニュアルに基づき避難所開設・運営訓練を行う。 国が作成した「避難所チェックリスト」を参考に、男女共同参画の視点から、施設設備や避難所内のレイアウト等を検討する。
災害対応資器材の備蓄及び使用方法の周知・訓練	防災訓練	同上	資器材を利用する機会に操作方法の習得や、点検を行う。 国の作成した「備蓄チェックリスト」を参考に、男女共同参画の視点から必要な備蓄を進める。
実働に特化した訓練の実施(情報伝達、救助、救護、避難所開設・運営、消火等)	防災訓練	同上	それぞれの分担に合わせて立案から実施までに取り組む。訓練当日は住民の参加を促す工夫をする。
防災教育・学習の普及啓発	年に1回	同上	防災関係機関が行う講演会及び研修会に参加する。

エ 城下地区防災備蓄倉庫の設置及び備蓄品の購入計画

No.	区分	品名	数量	備考
1	倉庫	防災備蓄倉庫(備蓄倉庫カクイチ KMR3030H)	1	鍵は城下地区防犯防災協議会長保管
2	情報伝達用具	トランシーバー スタンダード FTH314	9	
3	救出用具	FK 救助工具袋セット D	3	
4	救護用具	四つ折りストレッチャー(収納バック付)	3	
5	避難所運常用具	LED 投光器セット 30W×2灯式	1	

6	避難所運営用具	アルミマット 200×100×0.8cm	60	
7		インバーター発電機 ジーキュービック KG-101	1	
8		LED ランタン EX-V777D	30	
9		グローリーラジオライト	9	
10		アルミ製ニューテントセット 1.5 間×2 間	3	
11		合図灯 SL-6	20	
12		宝くじプレート	1	

オ 自治会別備蓄資器材の保管状況 (令和4年1月1日現在)

自治会名 小牧

No.	区分	品名	数量	保管場所
1	情報伝達用具	ラジオ(ライト付き)	4	消防庫
2		テレビ	1	会館内
3	消火用具	消火器	3	自治会内
4		軽可搬ポンプ(ホース付き)	1	消防庫
5	水防用具	つるはし	2	〃
6		スコップ	4	〃
7		柄杓	1	〃
8		ヘルメット	25	〃
9		土のう	30	消防庫、集荷場
10		土のう袋	20	消防庫
11	救出用具	チェンソー	1	〃
12		ハンマー(大・小)	4	〃
13		カケヤ	1	〃
14		担架	1	倉庫
15		投光器	12	消防庫
16		ロープ(20メートル)	4	〃
17		バール	3	〃
18		懐中電灯	5	〃
19	避難所運営用具	車椅子	2	会館内
20		椅子(伸縮伸縮アルミ)	1	消防庫
21		ブルーシート	5	〃
22		テント(大・簡易)	2	倉庫
23		カラーコーン	18	消防庫
24		ガソリン携行缶	1	〃
25		発電機	1	〃
26	その他防災用具	資機材保管庫	3	消防庫他
27	除雪用具	除雪機	1	消防庫

自治会名 諏訪形

No.	区 分	品 名	数量	保管場所
1	情報伝達用具	トランシーバー (充電式)	1	事務室(棚)
2		ラジオ(充電式)	1	〃
3		電池メガホン (大・小)	2	事務室(ロッカー)
4	消火用具	消火器	3	公民館内
5		軽可搬消防ポンプ(ホース 3/5)	2	防災倉庫 1、2
6		とび口	6	金窓寺川倉庫
7		防火水槽	4	細川宅東側道路、比田井宅西側道路、シール片山西側道路、公民館南側駐車場
8	水防用具	カケヤ	2	防災倉庫 3、金窓寺川倉庫
9		リヤカー (折りたたみ式)	1	旧消防庫
10		一輪車	2	防災倉庫 3
11		水中ポンプ及びホース	1	金窓寺川倉庫
12		土のう(砂入り)	130	調理室北側外、水防庫、金窓寺川水門
13		土のう袋(標準タイプ)	70	金窓寺川倉庫、水防庫
14		吸水土のう	10	金窓寺川倉庫
15		唐くわ	1	〃
16		命綱	2	〃
17		つるはし(9・3)	12	防災倉庫 3、金窓寺川倉庫
18		じょれん	3	金窓寺川倉庫
19		ショベル 10・5	15	防災倉庫 3、金窓寺川倉庫
20		平スコップ 4・3	7	防災倉庫 3、金窓寺川倉庫
21		熊手・レーキ	4	防災倉庫 3
22		鉄製レーキ 3/2	5	金窓寺川沈砂池(六ヶ村堰南側・深町橋南側)
23		高枝切狭	1	防災倉庫 3
24		ヘルメット(6/21/4)	31	事務室、防災倉庫 1、金窓寺川倉庫
25		ウェーダー(胸長靴)	2	金窓寺川倉庫
26		鎌(大1・中2)	3	防災倉庫 3、金窓寺川倉庫
27		草けずり	3	防災倉庫 3、金窓寺川倉庫
28	救出用具	梯子 (伸縮アルミ)	1	東側外壁
29		チェンソー	2	防災倉庫 3
30		ハンマー	1	事務室(工具袋)
31		なた	1	金窓寺川倉庫
32		のこぎり	2	防災倉庫 3、金窓寺川倉庫
33		ゴーグル	15	公民館事務室 (棚)
34	救護用具	担架	1	公民館玄関
35		救急箱	2	公民館事務室(ロッカー)

36	救護用具	AED	1	公民館北側外側に据付
37		洗面器等	4	公民館納戸
38	避難所運営用具	合図灯/誘導棒	9	公民館事務室(ロッカー)
39		腕章(蛍光)	44	公民館事務室(棚)
40		腕章(タスキ)	49	〃
41		腕章(赤17・青28)	45	公民館事務室(ロッカー)
42		ブルーシート	15	旧消防庫
43		テント	3	旧消防庫
44		投光器(500W ハロゲン1・2)	3	防災倉庫3、金窓寺川倉庫
45		台車	1	公民館内
46		LEDライト(マグネット付き)	5	公民館事務室(ロッカー)
47		強力ライト	1	公民館事務室(棚)
48		懐中電灯(大・中・小)	11	公民館事務室(ロッカー、棚)
49		コードリール(ドラム) 4/1	5	公民館事務室、防災倉庫1
50		発電機	1	防災倉庫3
51		ガソリン、混合用携行缶(赤)	2	〃
52		灯油用ポリタンク	3	〃
53		乾電池(各種)	16	公民館事務室(ロッカー)
54	給食給水用具	炊き出し用大鍋	1	公民館調理室
55		ガスコンロ	1	〃
56	その他防災用具	敷き布団	1	公民館納戸
57		毛布	2	〃
58		枕	1	〃
59		シーツ	4	〃
60		浴衣	2	〃
61		ひしゃく(長手)	2	金窓寺川倉庫
62		作業用ゴム手袋	10	〃
63		膝上長丈ゴム長靴	5	防災倉庫1
64		長靴(長)	5	〃
65		カラーコーン	7	駐輪場
66		脚立	2	公民館事務室、旧消防庫
67		用具袋(各種道具)	1	公民館事務室
68		草刈機	3	防災倉庫3
69		荒縄(2分5厘)	2	金窓寺川倉庫
70		フォーク	1	〃
71		資機材保管庫(5/1)	6	公民館敷地内、旧防災庫
72	除雪用具	除雪機(中型・小型)	2	旧消防庫

自治会名 中村

No.	区分	品名	数量	保管場所
1	情報伝達用具	テレビ	1	会館内
2		住宅地図	10	事務室
3		電池メガホン	4	屋内倉庫
4		合図灯/誘導灯	5	〃
5	消火用具	消火器(一階4・2階3)	7	自治会館内
6	水防用具	土のう袋	150	倉庫
7		土のう(砂入り)	60	屋外倉庫
8		掛矢	1	防災倉庫(土木と共用)
9		唐くわ	6	防災倉庫
10		つるはし	1	防災倉庫(土木と共用)
11		じょれん	3	屋外倉庫
12		スコップ	8	屋外倉庫(土木と共用)
13		ヘルメット	38	防災倉庫
14		一輪車	8	屋外倉庫(土木と共用)
15		水中ポンプ	1	防災倉庫
16	救出用具	担架	1	〃
17		車椅子	1	玄関
18		バール	3	屋外倉庫
19		鉄棒	1	倉庫
20		強力ライト	6	屋外倉庫
21	救護用具	点滴台	3	〃
22	避難所運営用具	投光器(250W/3, 500W/4)	7	〃
23		三脚	1	〃
24		コードリール	3	〃
25		ガソリン携行缶	1	〃
26		発電機(ガソリン/4、LPG/1)	5	〃
27		テント一式(三方横幕)	1	防災倉庫、屋外倉庫
28	給食給水用具	給水囊エコクリーン	13	屋内倉庫
29		ポータブルコンロ	2	〃
30	その他防災用具	台車	1	〃
31		リヤカー	1	屋外倉庫(わっしょいでも使用)
32		資機材保管庫	3	自治会館敷地内

自治会名 朝日ヶ丘

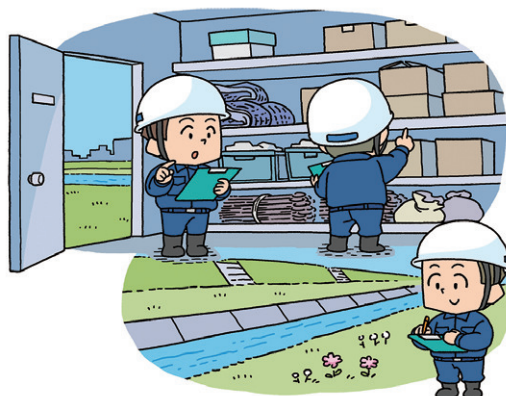
No.	区 分	品 名	数量	保管場所
1	情報伝達用具	電池メガホン	1	外倉庫
2	水防用具	土のう袋	100	〃
3		つるはし	2	〃
4		スコップ	6	〃
5		なた	1	〃
6		のこぎり	2	〃
7		ヘルメット	11	〃
8		一輪車	1	〃
9	救出用具	梯子	1	〃
10		ロープ	1	〃
11		チェーンソー	1	〃
12	救護用具	救急箱	1	和室
13		救急カバン	1	外倉庫
14	避難所運営用具	投光器	2	〃
15		ブルーシート	10	〃
16		リヤカー	1	〃
17		テント(2間×3間)	1	〃
18		毛布	5	〃
19	給食給水用具	給水用具(ポリタンク)	5	〃
20	その他防災用具	カラーコーン	3	〃
21	除雪用具	スノーダンプ	1	〃

自治会名 三好町

No.	区 分	品 名	数量	保管場所
1	水防用具	土のう袋	10	会館倉庫
2		リヤカー	1	〃
3	避難所運営用具	緊急用品	1	〃
4		車椅子	1	〃
5		投光器	1	〃
6		ブルーシート	4	〃
7		カラーコーン	2	〃

自治会名 御所

No.	区 分	品 名	数量	保管場所
1	情報伝達用具	住宅地図	10	公会堂内
2		電池メガホン	5	〃
3		合図灯/誘導灯	8	〃
4	消火用具	消火器	2	〃
5		とび口	2	倉庫
6		ヘルメット	27	〃
7	水防用具	土のう(砂入り)	50	公会堂の外
8		掛矢	1	倉庫
9		スコップ	2	〃
10		レーキ	1	〃
11		一輪車	2	〃
12		リヤカー	1	〃
13	救護用具	A E D	1	公会堂内
14	避難所運営用具	投光器	3	倉庫
15		ブルーシート	4	〃
16		カラーコーン	5	〃
17		コードリール(大)	1	〃
18		ガソリン携行缶	1	〃
19		発電機	1	〃
20		テント	3	〃
21		天幕	1	〃
22		ガスコンロ	6	台所
23		ガソリン(10ℓ)	1	倉庫
24	給食給水用具	炊き出し用具(大鍋)	2	台所
25	その他防災用具	梯子(大)	1	公会堂の外
26		脚立/三脚 (中)	2	倉庫
27		電池	18	公会堂内
28	除雪用具	除雪機	1	倉庫



自治会名 中之条

No.	区分	品名	数量	保管場所
1	情報伝達用具	ラジオ	1	会議室
2		テレビ	1	コミュニティーホール
3	消火用具	消火器	2	〃
4	水防用具	リヤカー	1	倉庫
5	救出用具	担架	1	コミュニティーホール
6	救護用具	救急箱	1	〃
7		AED	1	〃
8		発電機	1	倉庫
9	避難所運常用具	ブルーシート	5	〃
10		強力ライト	1	コミュニティーホール
11		懐中電灯	2	〃
12		テント	1	倉庫
13	給食給水用具	ガス炊飯器	2	〃
14	その他防災用具	脚立/三脚	1	〃
15	除雪用具	除雪機	1	〃

過去の千曲川の洪水対策に用いられた伝統的な水防工法（「中之条誌」より）

聖牛

棟木

聖牛

「ひじりうし」とも読む。三対の合掌木と一本の棟木を組んだ枠組み構築物で、河川に設置し、これに石を詰めた竹の籠などを載せ、水流を抑えるために使われる。堤に本瀬が突き当たるような場所の前面に置いて流れを和らげた。棟木が五間のものを「大聖牛」、四間のものを「中聖牛」と呼んだ。これを並べることで大河川の長大な堤防の建設が可能となった。元は甲州で使われていたものが、享保以後全国に広まった。

沈枠

沈枠

水の流れを抑えるために河川に設ける木組みの構築物。木組みの中に石を詰めた水防施設。砂・石の河川の堤防に使われる。現在「沈床」と呼んでいるものに近い。

自治会名 千曲町

No.	区 分	品 名	数量	保管場所
1	情報伝達用具	テレビ	2	自治会館、集会室
2		住宅地図	10	自治会館
3		電池メガホン	2	〃
4		ブルーシート	6	〃
5	消火用具	防火水槽	1	せせらぎ公園
6		消火器(4/3)	35	自治会館、集会室、役員宅
7		土のう袋	9	自治会館
8	水防用具	土のう(砂入り)	20	自治会館南側
9		つるはし	2	倉庫
10		じょれん	1	〃
11		スコップ	4	〃
12		熊手/レーキ	2	せせらぎ公園
13		チェンソー	1	倉庫
14		なた	1	〃
15		のこぎり	1	〃
16		ヘルメット	20	自治会館
17		一輪車(6/1)	7	自治会館、集会室
18		リヤカー	1	倉庫
19	救出用具	バール	1	〃
20	救護用具	救急箱	1	自治会館
21		AED	1	〃
22	避難所運営用具	模造紙	10	〃
23		コードリール	1	自治会館倉庫
24		ハンマー	1	倉庫
25		テント	3	〃
26		電池	10	自治会館
27	その他防災用具	資機材保管庫	3	集会室2、駐車場、せせらぎ公園
28		脚立/三脚	2	自治会館、集会室
29		腕章	4	自治会館
30		警笛	1	〃
31		ペンチ	1	倉庫

カ 避難所等

(ア) 城下地区内にある指定緊急避難場所（指定避難所を兼ねる）

※ ○；使用可能、×；使用不可、△；条件付使用可能

No.	名 称 【鍵管理者】	所在地	電 話	災害種別		
				土 砂	洪 水	地 震
1	城下小学校 【学校・市】	諏訪形 928-2	23-0708	○	×	○
2	第四中学校 【学校・市】	諏訪形 1200	22-2753	○	×	○
3	南小学校 【学校・市】	中之条 485	25-3721	○	×	○
4	上田千曲高等学校 【学校・県】	中之条 26	22-7070	○	×	○

(イ) 城下地区近隣の指定緊急避難場所（指定避難所を兼ねる）

※ (ア) と同じ

No.	名 称 【鍵管理者】	所在地	電 話	災害種別		
				土 砂	洪 水	地 震
1	川辺小学校 【学校・市】	上田原 367	22-5008	○	○	○
2	上田創造館 (長池公園含む) 【創造館・市】	上田原 1640	23-1111	△ (建物2階以上○)	×	○
3	川辺・泉田地区 防災センター 【センター・市】	福田 30-4	75-8812	○	○	○
4	長野大学 【大学・市】	下之郷 658-1	39-0001	△ (体育館は○)	×	○
5	上田女子短期大学 【大学・市】	下之郷乙 620	38-2352	○	○	○

(ウ) 城下地区自治会の第一次避難場所

※ (ア) と同じ

No.	名 称 【鍵管理者】	所在地	電 話	災害種別		
				土 砂	洪 水	地 震
1	小牧会館 【自治会】	小牧 624-1		○	○	○
2	諏訪形公民館 【自治会】	諏訪形 687-3		○	×	○
3	須川集会所 【自治会】	諏訪形 2903-3		○	○	×

4	中村自治会館 【自治会】	諏訪形 1323-7	24-8633	○	×	○
5	朝日ヶ丘自治会館 【自治会】	諏訪形 1590-50		○	○	×
6	三好町会館 【自治会】	諏訪形 1096-6		○	×	×
7	御所公会堂 【自治会】	御所 210-1	25-0201	○	×	○
8	中之条公民館 【自治会】	中之条 566-11		○	×	×
9	千曲町自治会館 【自治会】	中之条 1095-26		○	×	×

(3) 災害発生前の活動

台風や集中豪雨などの自然災害は事前に予測することが可能です。事前に万全の備えを行い、災害発生前の活動に対応できるよう取り組みます。

ア 情報収集・共有・伝達体制

(ア) 前兆現象等の連絡・報告

順位	誰がどこへ	何を（情報の種類）	どうやって（伝達手段）
①	前兆現象発見者 →自治会長、市危機管理防災課	前兆現象の状況（いつ、どこで、どのような状況か）	電話等若しくは直接口頭 自治会長は情報受領後、直ちに自主避難を呼びかける。
②	自治会長 →城下地区防犯防災協議会、 市危機管理防災課	前兆現象の状況（前兆現象発見者からの連絡内容及び市への報告）	電話等若しくは直接口頭

(イ) 状況把握（見回り、住民の所在確認）

何を	いつまでに	誰が	どのように
河川の状況確認	警戒水位に達するまで	消防団第6分団、 自治会	2名以上で身の安全を確保しながら、堤防等の状況を確認する。
急傾斜地（土砂災害警戒区域等）の状況確認	大雨警報若しくは土砂災害警戒情報が発表されるまで	消防団第6分団、 自治会	2名以上で身の安全を確保しながら、前兆現象の有無を確認する。
用水路の確認	大雨警報が発令されるまで	自治会、用水路付近の住民	2名以上で身の安全を確保しながら、ゴミ等がないことを確認する。
住民の安否確認	大雨警報若しくは土砂災害警戒情報発表直後	自治会長、隣組長	2名で近隣住民の所在を確認し、危険を感じた場合は避難を促す。

イ 避難情報（高齢者等避難・避難指示）伝達方法

（ア）土砂災害・風水害・大雪等

順位	誰が誰に対して（対象者）	何を（情報の種類）	どうやって（伝達手段）
①	市→自治会長	避難情報（高齢者等避難・避難指示） 避難所開設情報	市メール配信サービス又は電話等
②	自治会長→自治会住民	同 上	電話等若しくは直接口頭・拡声器 【目標】浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の住民に対し、平常時から、避難情報発令時における早期の避難を呼びかけ、逃げ遅れによる犠牲者ゼロを目指す。
③	自治会長 →避難行動要支援者（又は住民支えあいマップにおける支援者）	同 上	電話等若しくは直接口頭

（イ）地震

順位	誰が誰に対して（対象者）	何を（情報の種類）	どうやって（伝達手段）
①	市→自治会長	避難情報（避難指示） 避難所開設情報	市メール配信サービス又は電話等
②	自治会長→自治会住民	同 上	電話等若しくは直接口頭・拡声器
③	自治会長 →避難行動要支援者（又は住民支えあいマップにおける支援者）	同 上	電話等若しくは直接口頭

ウ 防災気象情報の確認

（ア）雨に関する情報

何を	いつまでに	誰が	どのように
大雨注意報	発表直後、直ちに確認	住 民	テレビ、ラジオ等からの情報により確認する。
大雨警報 土砂災害警戒情報 大雨特別警報	発表直後、直ちに確認	同 上	テレビ、ラジオ等からの情報や市メール配信サービス等により確認する。

(イ) 風に関する情報

何を	いつまでに	誰が	どのように
強風注意報	発表直後、直ちに確認	住民	テレビ、ラジオ等からの情報により確認する。
暴風警報	発表直後、直ちに確認	同上	テレビ、ラジオ等からの情報や市メール配信サービス等により確認する。

(4) 災害時の活動

災害時は、負傷者や地震の発生、火災など様々な事態が発生する可能性があります。行政などと連携しながら、みんなで力を合わせて被害の軽減に向けて活動します。

ア 身の安全確保（地震）

何を	いつまでに	誰が	どのように
ダンゴムシのポーズ (シェイクアウト訓練で行う3つ安全行動)	緊急地震速報が流れたら直ちに実施。揺れが収まるまで	住民	① その場でしゃがみ ます低く (ドロップ) ② 机の下などに潜り、頭を守り (カバー) ③ 揺れが収まるまで動かない (ホールドオン)
一時 (いっとき) の避難場所への避難	揺れが収まったら	住民	最寄りの一時避難場所へ隣組ごとに集まり、安否確認をする。

イ 身の安全確保（風水害、土砂災害）

何を	いつまでに	誰が	どのように
安全な場所への避難	災害が発生する前の安全な状態のうちに	危険を感じた住民 避難情報発令対象自治会の住民 土砂災害警戒区域等の住民	動きやすい服装、運動靴で安全な場所へ移動する。 すでに災害が発生する等避難することが困難な場合は、建物の2階以上で山の反対側の部屋に移動する。

ウ 出火防止、初期消火（地震）

何を	いつまでに	誰が	どのように
通電火災の防止	揺れが収まり、一時避難場所へ向かうとき	各家庭	ブレーカーを遮断する。
初期消火	天井に炎が到達するまで	協力できる住民	消火器による初期消火や初期消火用具による放水を行う。

エ 住民同士の助け合い・救助・救出・避難支援(向こう三軒両隣りでの防災力)

何を	いつまでに	誰が	どのように
避難行動要支援者への支援	災害発生前後	予め定めた支援者 若しくは隣近所の住民	要支援者の自宅に出向き安否を確認のうえ、避難が必要であればその支援を行う。
隣近所の安否確認	災害発生前後	隣組長及び住民	各戸の居住状況を確認する。
倒壊家屋等からの救助	被災後直ちに	隣近所を中心とした住民	救助用資器材及び2人以上の人員を確保し、二次災害に留意しながら救助活動を行う。

オ 情報収集・共有・伝達

何を	いつまでに	誰が	どのように
安否確認	被災直後、出来るだけ早く	自治会長、隣組長 及び全世帯	各戸の状況を隣組長等が把握のうえ、直ちに自治会長へ連絡する。「全員無事」も重要な情報となるため、必ず報告する。
被害の状況 (ライフラインを含む)	被災直後、出来るだけ早く	同上	いつ、どこで、誰が、どういう状況か、支援の必要の有無を、自治会長へ連絡する。特に、人命救助に関する情報は優先する。
避難生活に関する情報	避難場所開設後、 随時	自治会長、避難場所 運営責任者	現在不足しているもの等の要望について情報収集を行うとともに、在宅避難者のニーズの把握に努める。

カ 物資の仕分け、炊き出し

何を	いつまでに	誰が	どのように
物資の仕分け	物資が避難所に到着した時から	物資担当（指定避難所においては、 運営委員会物資調達部の役員）	避難所内に物資を置く場所を確保する。 避難者へ配分するもの、希望者のみに配布するもの等を区別する。 配布時は女性への対応に配慮する。
炊き出し	被災直後、最初の夜までに1回 以降、物資の状況に合わせて、朝・夜の2回を目安に実施	地域住民によるボランティア	自治会長の要請を受けて、炊き出しを実施する。

キ 避難場所運営、在宅避難者への支援

何を	いつまでに	誰が	どのように
避難場所の開設	避難場所開設指示受理後直ちに、又は被災後直ちに	自治会役員、指定避難所においては運営委員会役員、早期に来た住民	自治会役員及び運営委員会役員により、施設の安全や利用スペースの確認、資器材の準備等を行う。
避難場所の受付	施設の安全が確認され、準備が整ってから	同上	開設準備が出来しだい受付名簿により避難者を把握する。
避難場所の運営	被災直後から概ね1ヶ月	同上 (女性のプライバシー確保のため女性の登用を必ず行う)	男女共同参画の視点に配慮しながら、運営ルールを決定する。 物資の配分や炊き出し、防犯など役割を分担する際には、性別による偏りをなくす。
在宅避難者への支援	被災後からライフライン復旧まで	同上	飲料水、食料等の配分を行うため在宅避難者を把握する。

(5) 被災後の活動

災害発生後もとの生活に戻れるよう、市と連携して取り組みます。

ア 被災者に対する地域コミュニティの支援

何を	いつまでに	誰が	どのように
心のケア	安定した生活が送れるようになるまで	隣り近所を中心とした住民	日常的な声かけ、あいさつを行う。
情報の提供・共有・わかりやすい説明	同上	同上 自治会、城下地区防犯防災協議会	復旧状況や支援に関する制度等の情報を共有する。

イ 関係者の連携による速やかな復旧・復興

何を	いつまでに	誰が	どのように
地元意見の集約	随時	自治会、城下地区防犯防災協議会	意見の集約や提案を、男女共同参画の視点に配慮しながら、ワークショップなどの手法を用いて取りまとめる。

(6) 市、消防、団体、ボランティア等との連携

大規模災害発生時には広範囲で被害が発生することが想定されるため、行政や警察、消防団、自治会、地域団体等と連携が不可欠です。

そのため、平常時から情報交換、人的交流などの活動に取り組みます。

また、消防団員の確保策として、国が推奨する「機能別消防団員制度」等を導入し、消防団と連携して、平常時及び災害時における防災活動に取り組みます。

何を	いつまでに	誰が	どのように
危険箇所の把握	平常時	国、県、市、消防団、自治会、城下地区防犯防災協議会	上田市災害ハザードマップや城下地区自主避難計画（自治会）を用いて現地確認を行う。
初期活動	平常時～発災直後	国、県、市、消防団、自治会、機能別消防団員、城下地区防犯防災協議会	資器材の点検を兼ねて訓練を実施する。消火活動や水害対応に限り消防団の指揮の下で活動する。
避難所運営	平常時	自治会役員、各自治会内で組織されている団体（グループ）の女性役員、防災活動への参加を希望する城下地区内ボランティア（主に女性）、城下地区防犯防災協議会役員	女性がリーダーシップを発揮しやすい運営体制や、女性や子ども、要配慮者のニーズに対応可能な避難所内の環境整備、物資の備蓄等について話し合う。
炊き出し	平常時～発災後、避難所閉鎖まで	社会福祉協議会、ボランティア	材料の調達、役割分担等を予め確認するための訓練を行う。
ボランティア活動	平常時～発災後、災害ボランティアセンター閉鎖まで	社会福祉協議会、ボランティア	ボランティアのニーズの把握、ボランティアの受入等多岐にわたる訓練を行う。
防犯活動	発災後、避難所閉鎖まで	警察、消防団、自治会、城下地区防犯防災協議会	避難情報が発令されている自治会内において、空き巣などのトラブル防止のため、防犯パトロールを実施する。 子どもや女性が、避難所内で安心して避難生活を送れるよう、避難スペースにおけるプライバシーの確保に配慮し、トイレや更衣室等の防犯対策を実施する。

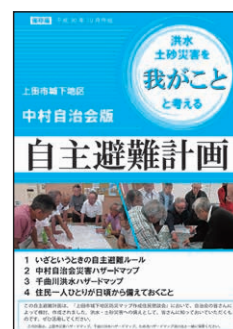
7 防災計画の実践と検証

(1) 防災訓練の実施・検証

災害時に地区防災計画に定めた活動を行うことができるように、毎年災害を想定した訓練を実施します。

なお、訓練に際しては、男女共同参画の視点から、訓練参加者に性別の偏りがないよう配慮します。

何を	いつまでに	誰が	どのように
避難訓練	毎年	自治会、城下地区防犯防災協議会	災害別に、いつ、どこへ、どこを通過して避難するか、確認する。妊産婦や乳幼児連れの保護者、高齢者や障がい者等を在宅で介護されている方に配慮した避難誘導等を確認する。
避難所・避難路の確認訓練	同上	同上	災害別にどこが安全か確認する。
避難行動要支援者把握訓練	同上	同上	近隣の避難行動要支援者の把握と、声掛けを行う。
安否確認訓練	同上	同上	様々な災害を想定した安否確認訓練を行う。
避難所開設訓練	同上	同上	避難所を開設するための資器材の運搬、受付設営の訓練を行う。
避難所運営訓練	同上	同上	女性の視点に配慮した避難所内での各種スペースや物資の確保、情報の共有、炊き出し等の実動型の訓練を行う。
情報伝達・収集訓練	同上	同上	災害の概要を迅速に把握し、住民や関係機関と共有する。
消火訓練	同上	同上	初期消火をいち早く行うための訓練を行う。
給水・給食訓練	同上	同上	給水活動や炊き出し訓練を行う。訓練参加者に性別の偏りがないよう、特に配慮する。
救命救護訓練	同上	同上	消防署や消防団による、赤十字救急法に基づく軽症者の手当てに関する講習を行う。
資器材取扱訓練	同上	同上	様々な防災用資器材の使い方を習得する。性別に関係なく取扱い方法が取得できるよう、特に配慮する。



(2) 防災意識の普及啓発

防災対策では、住民の一人ひとりが防災に関心を持ち準備することが重要であることから、防災知識の普及や啓発活動に取り組みます。

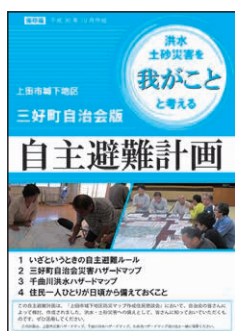
また、平常時から女性の視点からの災害対応の重要性について、男女双方が理解を深め、災害時に活躍できる女性の視点を持ったリーダーを育成します。

何を	いつまでに	誰が	どのように
地域での話し合い	隣組ごとに年1回 自治会ごとに年3回	自治会長、隣組長、 自治会役員	危険箇所、避難場所、事前対策、災害時の対応について話し合う。 女性の参画を進めるため、無理なく参加しやすい時間設定等に配慮する。
地域イベントでの防災に関する知識の啓発	通年	自治会	様々なイベントで、啓発を行う。
研修会・講演会の開催	自治会ごとに年1回	自治会、城下地区 防犯防災協議会	防災知識を高めるため開催する。 研修会等の企画運営に女性の参画を進め、男女共同参画の視点を取り入れた内容として開催する。
	随時	住民	市や消防等が主催する研修会や講座、救命講習などに参加する。
被災地の視察	年1回	自治会役員、城下地区 防犯防災協議会役員	他地域の被災状況や教訓、地域の災害伝承を学び、自らの地域に役立てる。
防災に関するパンフレット、チラシの配布	年1回	自治会、城下地区 防犯防災協議会	家庭内備蓄や家具の転倒防止を推進するため、チラシやパンフレットを各戸に配布する。
図上訓練の実施	年1回	自治会、城下地区 防犯防災協議会、 参加を希望する住民	関係機関が実施する出前講座を活用しながら、クロスロード、避難所運営ゲームなどの図上訓練に取り組む。
アンケート調査の実施	年1回	自治会、城下地区 防犯防災協議会	城下地区内住民の防災意識や、各家庭における防災対策の実施状況などの実態を把握するため、アンケート調査を実施する。

(3) 計画の見直し

活動の検証等を踏まえ、定期的に地区防災計画の見直しを行います。

何を	いつまでに	誰が	どのように
城下地区防災計画 (令和4年3月策定)	5年ごとに見直す 令和9年3月	自治会、城下地区防犯防災協議会	訓練や活動実績を踏まえて、実態に則した計画を策定する。
城下地区広域避難場所運営マニュアル (平成25年12月策定)	10年ごとに見直す 令和5年3月	同上	地区防災計画の内容を踏まえて見直しを行う。
城下地区自主避難計画(自治会) (平成30年10月策定)	5年ごとに見直す 令和5年3月	同上	同上
住民支え合いマップの充実	随時	自治会	作成済みのマップの定期的な更新や、マップを活用した防災訓練の実施を通じて、内容の充実を図る。
機能別消防団員制度の導入	令和5年3月	消防、消防団(第6分団)、自治会、城下地区防犯防災協議会	消防及び消防団(第6分団)と協議を行い、導入を図る。 消防団経験者や自治会役員経験者、自主防災活動に意欲のある者、大型建設機械の操作技術などの技能や資格のある者などに呼びかけ、活動可能な団員を確保する。
女性の視点での防災活動の推進	令和5年3月	自治会、城下地区防犯防災協議会	城下地区の防災活動全般について、女性の視点から内容について点検し、順次改善を進める。 防災に関する研修会や防災訓練に女性の参加を促進し、自治会における自主防災活動のリーダーを育成する。



(参考)

台風 19 号に関する諏訪形自治会員アンケート集計表

(上田市 241 自治会で初めて実施)

○アンケート実施日：令和元年 12 月 1 日（全戸配布）

○配布数：586 枚 回収数：247 枚 回答率：42%

1 家具等に被害はありましたか？

【有った：56 無かった：187 無記入：4】

被害場所及び被害状況（複数回答）	件数
床下浸水	3
敷地の冠水	9
田畑の冠水	13
田畑に土砂の流入	1
庭の土砂が流されてしまった。	1
屋根瓦の破損（枚数）	13 (95 枚)
住宅一部壁破損	2
家の窓ガラスが割れた。	1
物置・カーポート等の倒壊	9
カーポートの屋根やシートの破損	4
カーポートの屋根が飛んできた。被害は無かったがこわかった。	1
軒先と物置のナメコ板が剥がれた。	2
物置の屋根がめくれ、雨漏りが生じた。	5
看板が外れた。	1
県水のマンホールのフタがとれ田んぼが満水となり、切り稲ワラが田んぼに積もった。	2
風による鉢の転倒と破損	2
TVアンテナ倒壊	1
倒木	6
その他	20

2 避難指示の屋外放送及び第六分団の広報車は聞こえましたか？

【聞こえた：163 聞こえなかった：77 無記入：7】

聞こえた状況件数	件数
自治会はわかったが、内容までは聞き取れなかった。	3
自治会放送の音が大きすぎて早口で何を言っているか判らなかつた。	1
自治会放送は外に出てわずかに聞こえた。	1
第六分団の広報は聞こえた。	1
第六分団は何度も回ってくれた。	1
課 題	
半鐘を打ち鳴らして欲しい。	
現代の住宅は気密性が良く外の音が十分に届かないので連絡網を整え、対応した方が良い。	
第六分団の広報は聞こえたが、サイレンを鳴らしながらの広報のため、聞き取りが困難でした。	
広報の際はいったんサイレンを止めることが大切。	
屋外放送はいつも聞こえない。	

3 避難しましたか？

【避難した：167 避難しなかった：76 無記入：4】

避難した場所（複数回答）	件数
上田創造館	56
長野大学	11
川辺小学校	3
諏訪形公民館	1
第六中学校	5
中央公民館	1
親戚・友人宅等	81
自宅の2階以上	24
親戚の会社	1
塩田のスーパー（ザ・ビッグ）	2
ツルヤ神畑店の駐車場	5
コンビニ駐車場	1
朝日が丘の道路（車の中）で、翌日は東御市和	1
高台	2
創造館近くのガソリンスタンド	1
10/12 夜浦里公民館、10/13. 14. 15 親戚宅	1
願行寺墓地	1
創造館近くの路上（車の中）	1
日置電機宿泊施設	1
ビジネスホテル	1
課 題	
車なし&猫がいるため避難できなかった。	
創造館がいっぱいだったので、心配だが自宅へ戻った。	

4 避難した人は何人でしたか？

乳幼児	28人
小学生	42人
中学生	25人
高校生	19人
高齢者	161人
その他	238人
合計	513人

住民基本台帳（令和元年12月1日現在）の諏訪形の人口は2,160人です。
アンケート回答での諏訪形自治会の避難率は24%となりました。

※避難された方は主に千曲川沿いに居住されている方でした。

5 避難場所の対応はどうでしたか？

【大変良かった：4 良かった：54 悪かった：19 無記入：51】

課 題	件数
避難所が満員の為、入れなかった。	3
避難所が満員の為、駐車場にいた。	1
ガソリンスタンドで「創造館に行くように」と勧められたが、創造館の対応が悪かった。	1
車で避難したが駐車場が満杯でどこに駐車するのか分からなく、誘導者もいなかった。	1
上田創造館へ向かったが混雑して入れなかったののでツルヤ神畑店駐車場にいた。	1
創造館の駐車場が満車だったので、長野大学の駐車場にいた。（犬も一緒の為）	1
高齢者だけ場内に入り家族は車の中にいた。	1

